

決算報告

平成18年度の
健康保険と介護保険の
決算まとまる

健康保険の経常収支は4年続けた黒字

当組合の平成18年度の健康保険と介護保険の決算が、去る7月27日に開催された組合会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

この結果、平成18年度の経常収支は5億13百万円の黒字となりました（2ページの表－1を参照）。

健康保険

平成18年度の経常収支は、4年続けた黒字となりました。主な要因は、保険料収入の増加と拠出金・保険給付費の減少によります。

前年度と比較しますと、収入総額は58百万円増の26億31百万円となりました。このうち、保険料収入は1億35百万円増の24億56百万円となりました。

一方、支出総額は1億10百万円減の20億86百万円となりました。

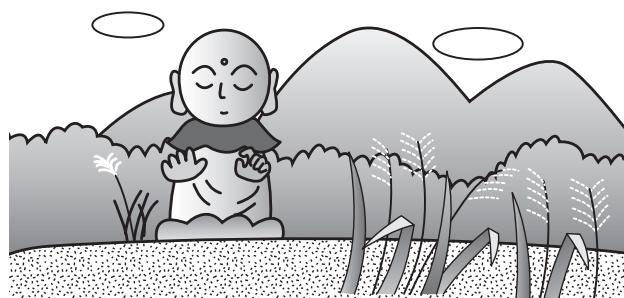
事務費は職員の減少等により8百万円減の1億14百万円となり、保険給付費は22百万円減の14億4百万円となりました。保険給付費については、診療報酬引き下げの効果のほか、暖冬の影響により例年冬場の医療費の支出増減に影響のある風邪やインフルエンザの罹患が少なかったことも減少の大きな要因となっています。

老人保健拠出金は、1億24百万円減で、3億円となりました。これは、平成18年度の概算拠出金額から、平成16年度の確定拠出額の精算による差額87百万円が控除されたことによります。退職者給付拠出金は、平成17年度は事務費拠出金のみでしたが、平成18年度は、平成16年度の確定金額と平成18年度の概算金額との精算が行なわれ、53百万円となりました。保健事業費は総額で10百万円の減少となっています。



介護保険

介護保険の決算は、収入総額が2億50百万円、支出が2億35百万円で、収支は、15百万円の黒字となりました。（2ページの表－2を参照）





以上のとおり、当組合は4年連続の黒字となりました。平成19年度の決算は、医療給付費の増大に加えて老人保健・退職者給付の両拠出金が大幅に増加する見込みのため、若干の黒字に止まるものと予想しています。



ここ数年間の財政好転は、①平成14年度の老人保健制度他の法改正、②平成15年度の総報酬制度導入や、患者自己負担率引き上げ他の法改正、③医療費の伸びの抑制、④加入事業所の事業状況が順調に推移していることによる、安定した保険料収入に負うところが大きいものと考えられます。

しかし、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法の成立を受けて、様々な制度の改革が段階的に実施されており、それに伴う費用が今後発生することになります。

特に、平成20年度からスタートする新しい医療制度への支援金・調整金、特定健診・特定保健指導にかかる費用、新規に導入する保健事業の費用、健康保険システムにかかる費用などは、確実に増加すると予想しています。

また、同年からは前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、病床転換支援金といった拠出金、ならびに特定健診・特定保健指導費用が大きな負担となります。

当組合のここ5年間の一般保険料率は65 / 1000と一定ですが、保険料率を改定せざるを得なくなる必要が生じる場合もあり得ます。

このような環境の中で、当組合では保健事業の充実を図る一方、事務処理のいっそうの効率化を推進し、経費の削減に努めていきます。

皆様におかれましては、当組合の現況をご理解のうえ、引き続き健康管理と疾病予防に努めていただくことで、医療費の節減と組合財政の健全化について、より一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。



表－1 平成18年度健康保険決算概要

科 目	決 算 額
収 入	
保 険 料	2,457,871千円
* 調 整 保 険 料	48,532
繰 越 金 と 繰 入 金	14,797
* 財政調整事業交付金と補助金	31,562
雑 収 入 他	78,438
計	2,631,200
支 出	
事 務 費	113,935
保 険 給 付 費	1,403,912
老 人 保 健 拠 出 金	299,896
退 職 者 給 付 拠 出 金	52,845
保 健 事 業 費	161,741
* 財 政 調 整 事 業 拠 出 金	47,334
* 調 整 保 険 料 還 付 金	28
* 営 繕 費	0
連 合 会 費 他	5,955
計	2,085,646
収 入 支 出 差 引 額	545,554

経常収支	
経 常 収 入 合 計	2,551,106
経 常 支 出 合 計	2,038,284
経 常 収 入 支 出 差 引 額	512,822

注. 経常収入および経常支出は、それぞれ収入、支出の合計から*印の項目を控除したもの

表－2 平成18年度介護保険決算概要

科 目	決 算 額
収 入	
介 護 保 険 料	249,852千円
そ の 他 収 入	35
計	249,887
支 出	
介 護 納 付 金	234,404
そ の 他 支 出	167
計	234,571
収 入 支 出 差 引 額	15,316

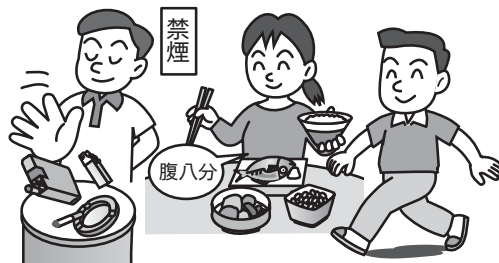
秋の健康づくりのご案内

毎年10月は健康保険組合連合会が定めた「健康強調月間」です。当組合もその一環として、健康づくりのため、秋の催し物・健診を次のとおり実施しますので、積極的にご参加ください。

今年度もスローガンは『未来のあなたに健康貯蓄』です。サブスローガンは次のとおりです。

サブスローガン

- ①腹回り気になった日からウオーキング（運動）
- ②腹八分おなか回りに効いてきます（食生活）
- ③吸わないと決めたあなたにありがとう（禁煙）
- ④心の健康見つけようゆとりの時間（メンタルヘルス）



フォトコンテスト作品を募集します！

平成19年度も健保連主催のフォトコンテストに参加します。「健康であることの喜び」をテーマとした写真を募集します（締切日は平成19年10月23日火）。詳しくは、7月下旬に各事業所宛に発送した実施案内（任継者・特退者へは直接自宅宛に案内を送付）をご覧ください。組合ホームページに掲載の「ニュースとお知らせ」をご覧ください。

各種健診・検診のお知らせ

●胃・大腸集団健診●

胃・大腸疾患（がんを含む）の早期発見のための健診です。

- 健診方法 レントゲン検査と検便
- 健診実施時期 事業所により異なります
- 対象者 30歳以上の被保険者
(人間ドック受診者は除く)
- 自己負担金 なし



●肺がん検診●

たばこを吸っている方や、せき・体重減などの自覚症状がある方は検診を受けてください。レントゲンではわかりにくい、肺の入り口に近い気管支部分の検査です。

- 検診方法 たんの細胞診検査
- 検診実施時期 9月 ※希望者はご相談ください
- 対象者 40歳以上の被保険者と被扶養者
- 自己負担金 800円



8月から

特退窓口専用電話番号を設置しました！

平成10年10月に特例退職被保険者制度を導入して9年が経過し、現在では被保険者数は800名を超え、被扶養者を合計すると約1,600名となりました。特例退職被保険者から組合への問い合わせも多いことから、本年8月より、特退窓口として専用電話番号を次のとおり設置しました。

特退専用ダイヤル：03-5437-7844

本ダイヤルに電話していただくと特退担当者に直接つながりますので、ご利用願います。なお、本ダイヤルが話中の場合で、お急ぎのご用件の方は、今までどおり代表番号におかけ願います。



PET検診の組合補助と脳ドックの導入について

1 10月からPET検診の組合補助がスタート！

平成17年度にガンの早期発見を目的として、PET検診*を導入しました。しかし、検査料金が高額で全額自己負担のため、利用者があまりいない状態が続いていました。

このため、がん対策の一環として被保険者・被扶養者の皆様のがんの早期発見・早期治療の一助とすべく、検査料金の一部を組合が補助する制度を導入します。詳しい内容については、各事業所および任継者・特退者に書面で通知しますが、概略は次のとおりです。

※PETとは、Positron Emission Tomography＝ポジトロン・エミッション・トモグラフィー（陽電子放射断層撮影）の略です。

(1)契約先

株式会社PET NET JAPAN(ペットネットジャパン)

※現行どおり

(2)導入時期

平成19年10月1日(月)

(3)受診対象者

被保険者：35歳以上、被扶養者：40歳以上

(4)組合補助額

1年度（4月～翌年2月）1人1回のみ
70,000円

※当組合と株式会社PET NET JAPANとの契約による割引特典を含みます。

(5)受診者負担額（検査施設窓口で支払う金額）

割引前の検査料金から70,000円を差引いた金額。

(6)人間ドックとの併用

PET検診は、人間ドックとは異なる趣旨・目的で導入するため、人間ドック受診との併用を認めます。

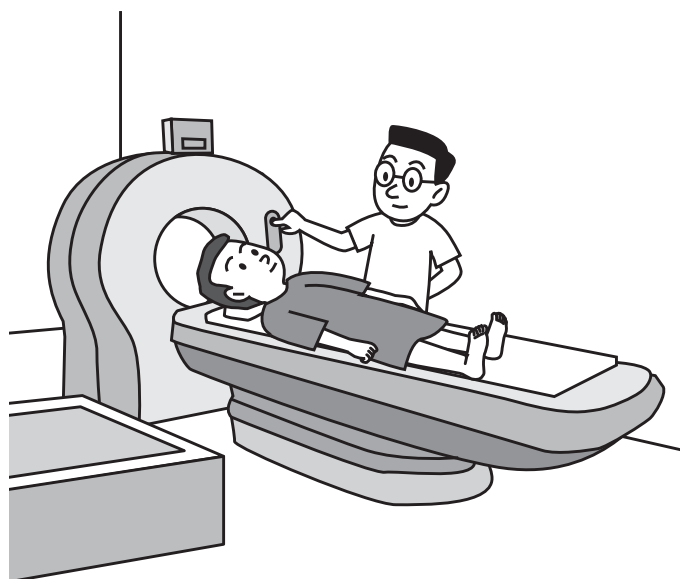
(7)組合補助対象コース

株式会社PET NET JAPANが提携している検査施設のうちに、当組合が補助の対象として指定した施設および検査のコースとします。

なお、対象となる検査施設およびコースは、平成19年9月1日現在、37施設、107コースです（対象外のコースあるいは同社と提携していない検査施設での受診は、補助の対象外となります）。詳しいコースについては、組合ホームページまたは別途通知する案内に記載しています。

(8)申込方法

組合ホームページまたは別途通知する案内をご覧ください。



！ 検査診結果の組合提供について ！

組合が料金の一部を負担し保健事業として実施するため、利用申込時に、検査施設または受診者から組合に対して検査結果の提供を受けることについて受診者の同意を得ます。**なお、同意を得られない場合は、検査費用は全額本人負担となります。**

※受診者から検査結果の提供を受けるのは、検査施設が検査結果を2部作成していない場合があるためです。



Q

PET検診のメリット・デメリットは!?

A

一般的に言われているメリット・デメリットは次のとおりです。

メリット

- a. 小さながんを発見するのに有効である
※部位によっては苦手なところがあり、数センチのがんでも発見されないこともあります
- b. 腫瘍の悪性・良性が判断できる
- c. 一度で全身の検査ができる
- d. 痛みや不快感がない
- e. 着衣のまま検査できる

デメリット

- a. 使用する薬剤が尿として排泄されるため、腎臓や膀胱などはがんの検出が困難である
※CTとの併用で検出率が高まります
- b. 受診費用が高い
- c. 受診施設が限定されている



特に、メリットのaにおいて「小さながんを発見できる」という内容が、「すべてのがんに対して、目に見えないがん細胞まで発見できる」というように誤解されて世間に広がった経緯もあり、組合としては、PET検査は完全な検査ではなく、PET検査単独では弱点もあるということ、さらには他の検査との併用により弱点が補われるものと十分ご理解していただいたうえで、受診していただくことをお勧めします。

2 平成20年4月から脳ドックの組合補助を導入します

当組合では、保健事業として人間ドック、婦人健診、肺がん検診、胃・大腸健診を毎年実施していますが、脳疾患に特化した予防健診として健診費用の一部を組合が補助する脳ドックを導入します。

「高血圧・高脂血症・糖尿病・喫煙習慣といった血管危険因子を多く有する中高年層」に対しては、脳ドックにより脳の小さな病変をチェックすることが可能で、その結果により生活習慣を改善することは、大きなトラブルを予防することにつながります。また、頭痛原因の診断、脳腫瘍および脳動脈瘤（特に「くも膜下出血の家族歴」がある方）の早期発見にも有効と考えられています。

詳しい内容については、各事業所および任継者・特退者に書面で通知しますが、概略は次のとおりです。

(1)契約先

現在人間ドックを委託している健診機関で、
脳ドックを実施している健診機関

(2)導入時期

平成20年4月1日(火)

(3)受診対象者

被保険者：35歳以上、被扶養者：40歳以上

(4)利用条件

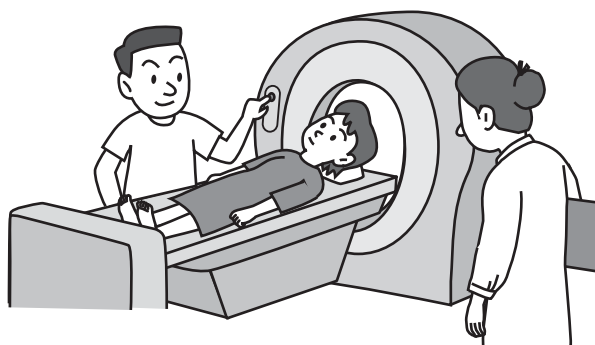
- ① 人間ドックとセット受診を利用した場合は、年1回の利用とします。
- ② 単独受診を利用した場合は、人間ドック・脳ドックそれぞれ年1回の利用とします。

(5)受診者負担額

ご利用は1年度（4月～翌年2月）1人1回のみで、受診者負担額は次のとおりです。

- ① 人間ドックと脳ドックをセット利用する場合、短期人間ドック利用規程に定める一部負担金に加えて脳ドック一部負担金として健診機関において脳ドック料金の30%相当額を支払うものとします。
- ② 脳ドックを単独で利用する場合、頭部MRI、頭部MRAの他に一連の検査項目が含まれるケースが多く、一部負担金として健診機関において脳ドック料金の60%相当額を支払うものとします。

※単独での利用料金と人間ドックとセットでの利用料金が同額の場合（すなわち、頭部MRI、頭部MRAのみの場合）は、脳ドック費用の30%相当額を支払うものとします。



- ③ 一部負担金については、各健診機関との契約によるものとする。なお、脳ドック料金の改定が実施された場合は、別途制定する脳ドック利用規程記載の金額よりも改定された金額が優先するものとします。
- ④ 契約外の健診機関の受診者負担額も上記と同様とします。
- ⑤ 受診者の責任により発生した費用については、全額受診者の負担とします。

(6) 受診結果の組合提供

脳ドックについても人間ドックと同様に、組合が費用の一部を負担し保健事業として実施するため、受診者の同意を得て、健診機関から組合に対しても受診結果の提供を受けます。

(7) 申込方法

人間ドック・婦人健診に準じます（例年1月から2月に実施案内にて周知）。

PET検診・脳ドックの「受診対象者（範囲）」と「検診対象者（検診推奨者）」について

PET検診・脳ドックとも、受診対象者（範囲）は上述したとおり、人間ドックと同様に被保険者35歳以上、被扶養者40歳以上としました。これは人間ドックとの整合性および一般的に言われている中高年の下限年齢を考慮して、その対象者の幅を決めたものでありますが、それぞれの検診対象者（検診推奨者）については次のように考えています。

●PET検診●

受診される方としては、

- ①がんの家族歴がある方
- ②がんの罹患者で経過観察が必要な方
- ③50歳以上で喫煙・飲酒の量が多い方

などを想定していますが、日本核医学会・臨床PET推進会議における「FDG-PETがん検診ガイドライン（2004）」によれば、検診の対象者は次のとおりとされています。

(A)積極的な対象は中・高齢者（特に50歳以上）が望ましい。

ただし、遺伝的に高い発がんリスクを有する者はこの限りではない。

(B)がんの家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスク群に重点的に受診を勧める。

※FDG-PETがん検診ガイドラインは2007年度版を作成中です。入手次第ホームページ上でご案内する予定です。



●脳ドック●

受診される方としては、

- ①脳疾患の家族歴がある方
- ②脳疾患の罹患者で経過観察が必要な方
- ③スポーツ等で頭部に強い衝撃を受けた方
- ④偏頭痛などの症状がある方
- ⑤50歳以上で喫煙・飲酒の量が多い方

などを想定していますが、日本脳ドック学会の「脳ドックのガイドライン（2003）」によれば、検査対象者は次のとおりとなっています。

(A)脳ドックの積極的な対象は中・高齢者が望ましい。

（リスクの低い若年層や超高齢者は積極的な対象ではない）

(B)脳卒中の家族歴、高血圧、肥満、喫煙などの危険因子を有するハイリスク群を重点的に受診を勧める。

このため、PET検診・脳ドックとも、検査の目的およびガイドラインに記載されている検診推奨者をよく理解したうえで、受診をするかどうかの判断をしていただくよう、お願い申し上げます。



10月から組合ホームページを全面リニューアルします！

平成14年4月に開設した組合ホームページは、本年4月で5年が経過しました。この5年の間にコンテンツの追加、帳票類の追加、法改正による修正などによりホームページそのものの構造が複雑になってしまったこと、また、オリジナルコンテンツも多いこと、ここ数年頻繁に施行されている法改正など、タイムリーな修正等の対応が必要になっていました。これらの課題を解消するため、平成19年10月1日付で組合ホームページを全面リニューアルします。

新しいホームページの特徴

「ライフシーン検索」方式で、会社に入社（健康保険組合に加入）してから退職（健康保険組合を脱退）するまで、あるいは特例退職被保険者となり75歳で老人保健制度（平成20年4月より後期高齢者医療制度）に加入するまでの、会社生活あるいは退職後の生活における様々な事由（シーン）において、各種制度・手続等の情報を検索できるようになっています。

さらに、各コンテンツも見やすくし、帳票類も一部新たに見直し、利用者の立場に立って使い勝手を最優先しました。これを機に、より多くの皆様がホームページにアクセスしていただけることと組合職員一同、期待しています。アドレス・ユーザー名・パスワードは今までのとおりです。

アドレス：www.jgckenpo.or.jp
ユーザー名：jgckenpo（ジェージーシーケンポ）
パスワード：kumiaihp（クミアイエイチピー）



▼リニューアル後のトップページ

日揮健康保険組合
NIKKI HEALTH INSURANCE SOCIETY

けんぽのご案内

もっと知りたい健康保険

各種届出・申請書

保健事業

サイトマップ

HOME

入社したら

死亡したとき

介護が必要になったとき

75歳になると

保険証をなくしたとき

結婚したとき

子どもが生まれたとき

家族が増えたとき

家族が減ったとき

70歳になると

退職したとき

40歳になると

ライフシーン検索

知りたい情報をメニューから選択してください。

病気やけがをしたときは？

海外療養費について

山中湖保養所利用のご案内

山中湖保養所空室状況

契約保養所について

人間ドック・婦人健診

特例退職被保険者制度

任意継続被保険者制度

個人情報保護について

健保だより 最新号/バックナンバー

よくあるご質問 Q & A

メタボリックシンドローム

けんぽれん病院情報
OFFICIAL SITE **ぽすびたる！**

早わかり
健診・人間ドック Guide

リンク集

NEWS&TOPICS

2007.10.01 健保ホームページがオープンしました

お問い合わせ

〒141-0031 東京都品川区西五反田二丁目29番5号 日幸五反田ビル3階
TEL:03-5437-6540(代表) / 03-5437-7844(特選窓口) FAX:03-5437-6543
E: nikikenpo@jgckenpo.or.jp

MAP

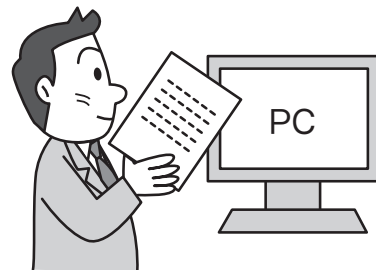
※画面は製作中のものです。

健康保険被扶養者（増減）届の一部変更について

健保だより第84号でお知らせしましたとおり、B5サイズで2枚複写式の「健康保険被扶養者（増減）届」を見直しました。書類の名称を「健康保険被扶養者（増減）届」から「健康保険被扶養者異動届」に、B5サイズからA4サイズにそれぞれ変更し、組合ホームページから直接入力して印刷可能としました。直接入力の場合は、1枚目の「正の届出」に入力すると2枚目の「副の届出」にも自動的に入力されます。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。

なお、任継者・特退者の方あるいはパソコンがない方、ホームページが見られない方のため、手書きによる紙（PCと同様の仕様）での届出も残すことにします。ただし、紙による届出の場合、正副2枚に記入していただくことになります。

これにより、今まで各事業所に記入用の同届（ブランクフォーム）を送付していましたが、10月1日以降は送付を中止させていただきますので、ご了承ください。



特定健診・特定保健指導の実施準備に向けての健康診断実態調査の結果

去る6月に、35歳から74歳の全被扶養者と任継・特退被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導の実施準備に向けての健康診断実態調査を実施しました。

事業所担当者および被保険者・被扶養者の皆様にはご協力をいただき、本紙を借りましてお礼を申し上げます。

なお、回収率は右表のとおりです。

区 分	アンケート		回収率(%)
	対象者数(名)	返送数(名)	
事業所	2,163	975	45.1
特退者	1,471	1,110	75.5
任継者	36	21	58.3
合 計	3,670	2,106	57.4

※特退者・任継者は被保険者・被扶養者が対象。

組合からのお知らせ

- ① 『健保だより』第84号にも「お知らせ」として掲載しましたが、被扶養者、特に配偶者やお子さんが就職して、就職先の社会保険に加入した場合は、当組合から脱退する必要があります。4月に就職したにも拘らず、例年、組合への届けが12月になって提出されるケースが多く見受けられます。

皆様のご家族につきましても、再度ご確認のうえ、被扶養者が就職された場合は速やかに（5日以内に）「被扶養者（増・減）届」（10月1日より「健康保険被扶養者異動届」）に該当者の保険証を添えて、担当部経由で当組合へ届け出るようにお願いします。

- ② 当組合ホームページのアドレス・ユーザー名・パスワードについて、組合に電話でお尋ねいただくケースが増えています。健保だよりには毎号これを掲載していますので、過去2年ほどはお手元に置いていただければ、加入員の皆様の手間も省けるとお思いますので、お役立てください。

なお、組合ホームページには、最新号と過去のバックナンバーを常時掲載しておりますので、そちらもご利用願います。

- ③ 当組合では、メタボリックシンドロームの疾病予防と自己管理の啓蒙施策の一環として、小冊子や腹囲メジャーの配付、セミナーの開催を行なう予定です。

事業所担当者のご協力が必ず必要となりますので、何卒よろしくお願いいたします。

